

<補助金事業名>

ア) 認定看護師資格取得支援事業

訪問看護・皮膚排泄ケア・認知症看護・緩和ケア分野の資格取得支援

- 申請期限：原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで

イ) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

- 開設1年以内に事務職員を新たに配置するステーション対象

申請期限：11月30日（金）

ウ) 訪問看護師ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業

- ① 研修代替

申請期限：11月30日（金）

- ② 産休等代替

申請期限：原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで

※「ア）及び、ウ）－②」は申請状況により期限を別に設定する場合があります。

本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

※ 補助金事業の詳細や要件などは東京都のホームページでご確認ください。

<問合せ先・東京都ホームページ>

東京都介護保険課 訪問看護推進担当 （電話）03-5320-4267

東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>